

守国事第 10 号  
平成 15 年 3 月 4 日

国土交通省 近畿地方整備局

琵琶湖工事事務所長 児玉好史様

守山市長 山田亘 宏



淀川水系河川整備計画（第 1 稿）に対する意見について

標記の件について、整備計画に対し意見がございますので、別添の意見書を提出いたします。

記

1. 意見書

別添

# 淀川水系河川整備計画（第1稿）に対する意見書

守山市

## （今までの野洲川の地域との関係と利用について）

野洲川は、その流域に肥沃な土地と豊かな水の恵みをもたらす一方、幾度の洪水により貴重な人命や財産を奪ってまいりました。世紀の大事業といわれた野洲川改修事業が昭和61年に概成し、地域住民は、洪水の心配のない安全・安心な近代的な河川に改修されたことに大変感謝しているところであります。

野洲川改修事業の新放水路建設に際しては、「これ以上の災害の歴史を子々孫々に残すわけにはいかない」という地域住民の長年にわたる悲願と大きな犠牲のもと、42戸190棟の家屋移転と190haにおよぶ田畠の提供により大改修事業が成し得たものであります。このような経緯からも、地域住民にとって野洲川に対する愛着は大きく、この野洲川と流域の人々やまちづくりとのかかわりは切り離しては考えることが出来ないものであります。

野洲川の水辺空間の利用については、平成8年3月に有識者を含めた“明日の野洲川を考える会”から「野洲川の川づくりについて」提言をいただくとともに、建設省より平成8年4月1日“ふるさとの川整備河川”的指定を受け、平成10年6月11日 守山市、栗東市、野洲町において“ふるさとの川整備事業”的認定を受けました。

この事業により水と緑の豊かな野洲川高水敷を利用し、自然環境とのふれあいの場、憩いの場、スポーツの場の提供を目的に野洲川立入河川公園8.7haの整備を行うこととなり、総事業費396百万円で平成13年完成いたしました。

野洲川小浜河川公園については、野洲川沿川の地域住民の強い要望に答え、平成13年度より事業着手し、事業費25百万円で平成14年7月に1.7haを供用開始しました。

野洲川川田河川公園については、平成14年度に着手し、総事業費100百万円、現在工事中で平成15年8月に供用開始を予定しております。

また、野洲川河川敷では、野洲川の恵みに感謝するとともに野洲川に親しむことを目的に、夏には「野洲川冒険いかだ下り」、冬には「野洲川親子たこ揚げ大会」「野洲川健康ファミリーマラソン」が例年開催され、市民はもとより多くの方々が参加され、地域住民の大切なふれあいと憩いの場となっております。

## 淀川水系河川整備計画に対する意見

### 【治水・防災】

#### 河川整備方針

##### 4. 3. 1 洪水

- (2) 浸水被害の軽減
- 2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

平成7年5月の豪雨の際、本市の湖岸一帯の水田等が冠水し、水田、施設園芸に多大な影響があつことから、豪雨時の速やかな排水が確保できるよう河川整備等の促進とともに、浸水被害の無い水位操作を願いたい。

##### 4. 3. 4 維持管理等

- (4) 河川区域の管理
- 1) 樹木の伐採と管理

治水上支障となる河道内の樹木については、洪水時には上流部より流木や流失物が流れ河道内の樹木に堆積することにより、流水阻害をおこすことから適切な伐採と管理が必要と考えます。また、堆積した流木や流失物は河川環境や琵琶湖における水産業等に悪影響を与えることから、これらの除去も検討いただきたい。

##### 2) 河道内堆積土砂等の管理

野洲川の河口部には、暫定通水以来の上流部から流れ込んだ土砂が約30,000m<sup>3</sup>堆積しており、流水を妨げ、また漁船等の運航や魚の遡上にも影響を与えていることから堆積土の浚渫等の適切な管理を願いたい。

また、堆積土砂の処分先は、琵琶湖水質保全行動計画により施工されている閉鎖性水域赤野湾の底泥除去された後の覆砂に活用すれば、水質保全、生態系回復、水産振興に寄与することとなるので考慮されたい。

### 【利 用】

##### 4. 5. 2 河川敷

- (1) 利用

##### (河川公園の継続利用)

野洲川高水敷の既設の公園利用については、ふるさとの川整備事業や地域住

民のニーズに応える為、巨額の事業費を投じ、近年に完成したものばかりである。これは、当時の建設省が全国的に多自然型河川や親水河川を推進されたからであり、補助事業としての継続性を考えれば、既存公園については存続を認め河川利用を図るべきであると考えることから、「本来河川敷以外利用するものについては、縮小していくことを基本とする」との整備方針であるが河川敷公園の利用状況、新放水路等であることを考慮していただき、市民のニーズに十分に応えるため、縮小という方針を再考していただきたい。

#### (野洲川放水路の利用)

野洲川放水路は、元々の自然河川でなく人工的に治水河川として計画高水量の疎通を目的に造られたものであり、「川でなければ出来ない利用、川に活かされた利用」に原則的に拘らない例外区域として処理すべきであると考えます。

特に、新放水路は横断の連続性にかけた断面で高水敷は両岸 50mあり、山ズリで締め固められたもので自然植生も劣性でしかない状況であり、新規の高水敷利用についても、野洲川改修の経緯を踏まえる中で、高水敷を地域住民の親水空間として有効に活用出来るよう検討いただきたい。このことは、放水路の全域において公園的な親水利用を優先されるということでなく、地域住民の利用など限られた部分的利用は認めることとし、治水機能が安全に確保できるのであれば、その他の大部分の高水敷等は川でなければ出来ない利用に変換されることに異議は無い。ただし膨大な投資が必要であり施策の選択からも相当な年数を要する。こうしたことから概成された新放水路は、計画対象期間では例外区域とされたい。

#### (ふるさとの川整備事業との整合)

ふるさとの川整備事業は、当時の建設省河川局長の認定を受け整備したもので、今回の河川整備計画と整合が図られるよう検討いただきたい。

- ・本来河川敷以外利用するものについては、縮小していくことを基本とする」との整備方針であるが河川敷公園の利用状況、新放水路等であることを考慮していただき、市民のニーズに十分に応えるため、縮小という方針を再考していただきたい。
- ・新規の公園整備について、野洲川改修の経緯を踏まえる中で、野洲川放水路の高水敷を地域住民の親水空間として、環境保全を考慮したうえで有効に活用出来るよう検討いただきたい。
- ・ふるさとの川整備事業は当時の建設省河川局長の認定を受け整備しているもので、今回の河川整備計画と整合が図られるよう検討いただきたい。